第五十三条」に、「第五十三条―第五十八条」を「第五十四条―第五十九条」に、「第五十九条―第六十一条」を「第六十条―第六十二条」に、「第六十二条―第六十五条」を「第六十三条―第六十六条」に、「第六十六条・第六十七条」を「第六十七条・第六十八条」に、「第六十八条」を「第六十九条」に、「第六十九条―第七十二条」を「第七十条―第七十三条」に、「第七十三条―第七十五条」を「第七十四条―第七十六条」に、「第七十六条」を「第七十七条」に、「第七十七条」を「第七十八条」に、「第七十八条―第八十三条」を「第七十九条―第八十四条」に、「第八十四条」を「第八十五条」に、「第八十五条―第八十七条」を「第八十六条―第八十八条」に改める。

第三条第一項中第四十三号を第四十五号とし、第八号から第四十二号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　法務省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第三条第一項中第六号を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

第三条第二項中「前項第二十八号、第二十九号」を「前項第三十号、第三十一号」に、「第三十号から第四十一号まで」を「第三十二号から第四十三号まで」に改める。

第十二条の見出しを「（政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）」に改め、同条第一項中「大臣官房に」の下に「、政策立案総括審議官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、「八人（うち三人）」を「七人（うち二人）」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　政策立案総括審議官は、命を受けて、法務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十三条第一項中「六人（うち二人）」を「七人（うち三人）」に改める。

第十四条第一項中「四課」を「五課」に、「施設課」を「国際課　施設課」に改める。

第十五条第八号中「こと」の下に「（国際課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第二十号を削り、第十九号を第二十号とし、第九号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　法務省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること（国際課の所掌に属するものを除く。）。

第十五条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とする。

第三十条を削り、第二十九条を第三十条とする。

第二十八条中「四課及び」を「三課並びに」に改め、「一人」の下に「及び国際刑事管理官一人」を加え、「総務課　国際課」を「総務課」に改め、同条を第二十九条とする。

第一章第二節第三款第二目中第二十七条を第二十八条とし、第二十二条から第二十六条までを一条ずつ繰り下げ、同款第一目中第二十一条を第二十二条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の一条を加える。

（国際課の所掌事務）

第十八条　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する総合調整に関すること。

二　法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三　法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

四　国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査に関すること。

第八十七条を第八十八条とし、第八十六条を第八十七条とし、第八十五条を第八十六条とし、第二章第三節中第八十四条を第八十五条とし、同章第二節中第八十三条を第八十四条とし、第七十八条から第八十二条までを一条ずつ繰り下げ、同章第一節中第七十七条を第七十八条とし、第一章第五節第五款中第七十六条を第七十七条とし、同節第四款中第七十五条を第七十六条とし、第七十四条を第七十五条とし、第七十三条を第七十四条とする。

第七十二条中「第六十九条第一項」を「第七十条第一項」に、「第六十九条第二項」を「第七十条第二項」に改め、第一章第五節第三款中同条を第七十三条とし、第六十九条から第七十一条までを一条ずつ繰り下げ、同節第二款中第六十八条を第六十九条とし、同節第一款中第六十七条を第六十八条とし、第六十六条を第六十七条とし、同章第四節中第六十五条を第六十六条とし、第六十二条から第六十四条までを一条ずつ繰り下げ、同章第三節中第六十一条を第六十二条とし、第六十条を第六十一条とし、第五十九条を第六十条とし、同章第二節第三款第八目中第五十八条を第五十九条とし、第五十五条から第五十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第五十四条第六号中「第五十六条第五号」を「第五十七条第五号」に改め、同条を第五十五条とし、第五十三条を第五十四条とし、第一章第二節第三款第七目中第五十二条を第五十三条とし、第四十七条から第五十一条までを一条ずつ繰り下げ、同款第六目中第四十六条を第四十七条とし、第四十三条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げ、同款第五目中第四十二条を第四十三条とし、第三十九条から第四十一条までを一条ずつ繰り下げ、同款第四目中第三十八条を第三十九条とし、第三十四条から第三十七条までを一条ずつ繰り下げ、同款第三目中第三十三条の次に次の一条を加える。

（国際刑事管理官の職務）

第三十四条　国際刑事管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　犯罪人の引渡し、国際捜査共助その他の刑事に関する国際間の共助に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、刑事に関する国際間の協力に関すること。

三　刑事に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。

四　犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整に関すること。

附則第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

別表第一中「第七十一条」を「第七十二条」に改める。

別表第二中「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

別表第三中「第七十六条」を「第七十七条」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十三号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。